



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和4年12月15日

国民健康保険加入の
40歳から74歳の
みなさまへ

～受診がまだの人はお早めに！～

特定健診は2月末まで

特定健診とは、高血圧症や糖尿病、慢性腎臓病などの生活習慣病の早期発見および生活習慣病に起因する、重い病気（脳や心臓血管系など）の予防に役立つ大切な健診です。年に1回受診して、生活習慣病の予防に努めましょう。

1

予 約

受診する医療機関を決めて医療機関に受診日の予約をしましょう。



2

受 診

持ち物

国民健康
保険の
保険証

受診券

質問票

自己負担額
500円



3

結果確認

受診から2～3ヶ月後に市役所から結果を通知します。健康管理・生活習慣の改善にお役立てください。なお、検査結果の数値から生活習慣病になりやすいとされた人には、合わせて無料で使える「特定保健指導利用券」をお送りします。ぜひご活用ください。

節目年齢の方に 500円をキャッシュバックします！

令和4年4月1日時点で、40歳・50歳・60歳・70歳の方に健診費用500円を指定口座にお振込みします。

※受診日時点の年齢ではありませんのでご注意ください

※詳しくは受診券に同封されている案内をご確認ください



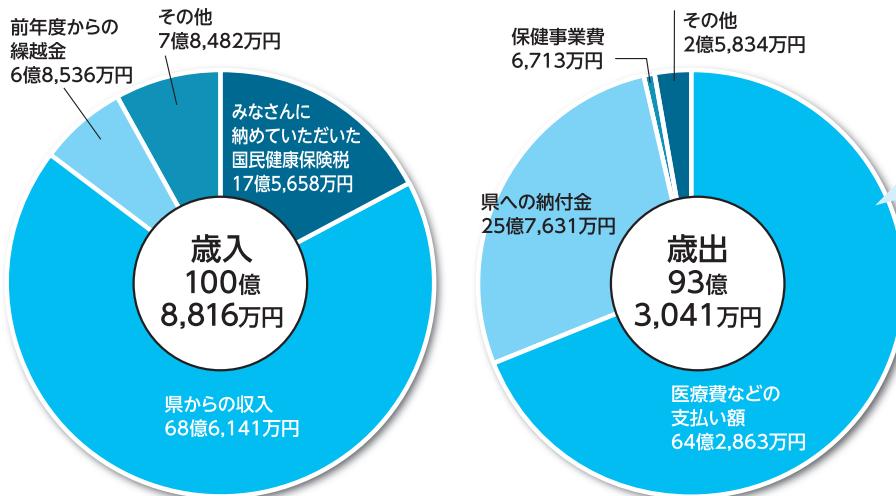
お問い合わせ：保険年金課 給付係 53-1643

大和郡山市国民健康保険の財政状況をお知らせします

令和3年度
決算報告

国民健康保険事業特別会計の令和3年度決算は、歳入(収入)の合計が100億8,816万円、歳出(支出)の合計が93億3,041万円で、実質収支は7億5,776万円の黒字となりました。

また、歳入歳出差引額から前年度分の繰越金を調整した単年度収支は、7,239万円の黒字となっています。



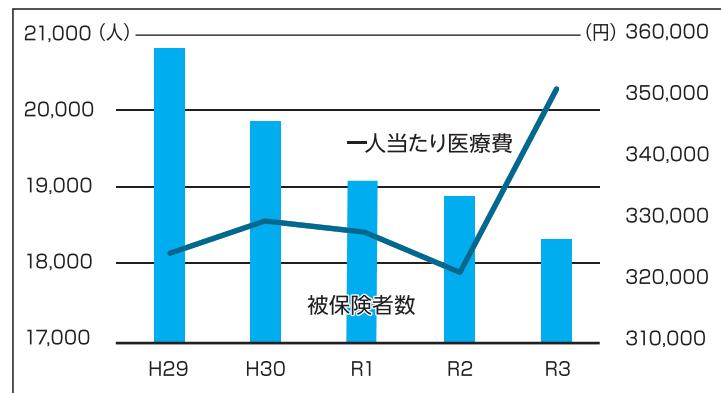
医療費の内訳

療養給付費	55億3,645万円
自己負担分を除いた医療費を、医療機関へ支払うために要する費用。	
高額療養費	5億54万円
自己負担が高額になったとき、一定額を超えた分を給付するために要する費用。	
療養費	5,204万円
柔道整復施術や補装具の作製などに対する給付に要する費用。	
その他	3億3,960万円
出産育児一時金や葬祭費など。	

被保険者数は昨年度も減少となり過去5年減少を続けています。一人あたりの医療費の額はコロナ禍による受診控えからのリバウンドの影響もあり昨年度は増加しました。

今後も厳しい保険財政の運営となることが予想されることから、引き続き医療費適正化への取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

過去5年間の被保険者数と一人当たり医療費



医療費のお知らせをお送りしています!

大和郡山市国民健康保険を使って治療を受けた医療費について、右表のとおり年間4回に分けて「医療費のお知らせ」をお送りしています。医療機関が発行した領収書と照らし合わせ、金額が大きく異なる場合は、医療機関に確認してください。

お知らせする医療費の内容	お知らせする時期
1~3月に受診したもの	その年の6月末に発送
4~6月に受診したもの	その年の8月末に発送
7~10月に受診したもの	その年の12月末に発送
11~12月に受診したもの	翌年の2月末に発送

※審査の都合上、お知らせの該当月の医療費の記載が次回のお知らせに遅れて記載される場合がございます。ご了承ください。

アンケート調査にご協力お願いします!

大和郡山市役所・保険年金課では、適正な医療費の給付のため国民健康保険証を利用して該当の治療を受診されている人を対象にアンケート調査や照会文書等を送付する場合があります。

柔道整復施術等のアンケート 調査について

接骨院や整骨院等で保険証が使える状況は限定されています。そのため、施術を受けられた被保険者の方へ受診内容などについてお尋ねします。



負傷された原因の 照会について

医療機関等の受診歴からお怪我をされた原因に第三者の行為(交通事故、ペットによる咬傷、ケンカ、食中毒等)の可能性が考えられる人に「負傷された原因のご照会」を送付しています。
※奈良県国民健康保険団体連合会に委託し実施いたします。



交通事故等に遭われた場合は届け出が必要です!

交通事故など第三者の行為によってケガをし、保険証を使って治療を受けた場合は、「第三者行為による被害(傷病)届」の提出が必要です。
示談の前に必ず下記までご相談ください。



セルフメディケーションで健康的な毎日を!

●セルフメディケーションとは?

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」とされています。

セルフメディケーションの例

- ・栄養バランスのとれた食事
- ・健康を意識した適度な運動
- ・十分な睡眠
- ・OTC医薬品の活用する

40歳になったら
特定健診を受けよう!



セルフメディケーションに取り組むことで自発的な健康管理の習慣が身につき、疾病予防につながります。さらに医療費の増加を防ぐことにもつながります。

●“OTC医薬品”ご存じですか?

OTC医薬品とは薬局・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品のことです。けがや風邪といった軽度な身体の不調を手当する際に、OTC医薬品を上手に活用しセルフメディケーションに努めましょう。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 53-1643

非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職や、雇い止め等による離職により、国民健康保険に加入されている方を対象として、国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- ①大和郡山市の国民健康保険に加入している。
- ②離職時点で65歳未満である。
- ③平成28年3月31日以降の離職である。
- ④雇用保険受給資格者証を持っており、
離職理由コードが右記のいずれかになっている。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

軽減内容

下記の軽減期間中、対象者の給与所得を30/100と見なして保険税を算定します。

→保険税の所得割部分が軽減されます。

軽減期間

軽減措置の適用期間は、失業した日の翌日から数えて2回目の3月末日までとなります。

→最長で2年度の間、保険税額が軽減されます。

申請方法

①保険証 ②雇用保険受給資格者証 ③印鑑

上記の3点を、保険年金課・保険税係の窓口（市役所1階22番）までご持参ください。
窓口にて申請書の記入と捺印をしていただきます。

※雇用保険受給資格者証を紛失された場合、ハローワークまでお問い合わせください。

国民健康保険税の還付をかたった詐欺にご注意を！

「保険税を払いすぎているので還付金が発生するが、まだ手続きをして頂いていない」などと言って口座番号を聞き出し、ATMで手続きを誘導するような詐欺があります。

市役所からの還付金を、ATMで受け取っていただくことはございません。

気になることがあれば、まずは市役所へ確認を！

（大和郡山市役所 ☎0743-53-1151）

